

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和2年9月18日（金）午前10時 議場

出席委員（8名）

（委員長）国 頭 靖 （副委員長）伊 藤 ひろえ
石 橋 佳 枝 岩 崎 康 朗 岡 田 啓 介 門 脇 一 男
土 光 均 矢 田 貝 香 織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】朝妻部長

[市民課] 森課長 小野川証明担当課長補佐

[保険課] 佐小田課長

[生活年金課] 的早課長

[市民税課] 長谷川課長

[固定資産税課] 宮松課長

[収税課] 影岡次長兼課長

[環境政策課] 藤岡次長兼課長 山川課長補佐兼環境計画担当課長補佐

大峯環境保全担当課長補佐 畠中担当課長補佐

[クリーン推進課] 清水課長

【福祉保健部】景山部長

[福祉政策課] 大橋次長兼課長 渡部企画担当課長補佐

[福祉課] 橋尾課長 長尾課長補佐兼保護第二担当課長補佐

[障がい者支援課] 仲田次長兼課長

田村課長補佐兼計画支援担当課長補佐

[長寿社会課] 塚田課長 足立課長補佐兼介護保険担当課長補佐

足立課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

[健康対策課] 中本課長 仲田課長補佐兼健康総務担当課長補佐 小椋担当課長補佐

【こども未来局】湯澤局長

[こども相談課] 松浦課長

[子育て支援課] 池口課長 大谷子育て政策担当課長補佐

井上子育て支援担当課長補佐 赤井子育て政策担当係長

【教育委員会事務局】松田局長兼教育総務課長

[教育総務課] 後藤課長補佐兼教育企画室長 木村課長補佐兼学校管理担当課長補佐

山花学校管理担当係長

[学校教育課] 西村課長 仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐

乗本課長補佐兼人権教育担当課長補佐 住田学務担当課長補佐

西山担当課長補佐

[生涯学習課] 木下課長 安田課長補佐兼生涯学習担当課長補佐 菅原図書館長

[学校給食課] 山中課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

【文化観光局】

[スポーツ振興課] 深田課長

[文化振興課] 下高課長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 先灘調整官 安東主任

傍聴者

安達議員 遠藤議員 岡村議員 奥岩議員 尾沢議員 田村議員 戸田議員

又野議員

報道関係者 2人 一般 2人

審査事件及び結果

議案第 80 号 米子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 81 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について [原案可決]

報告案件

- ・第 11 回中海会議「中海の水質及び流動部会」の開催結果について [市民生活部]
- ・「第 2 次米子市環境基本計画」原案に係るパブリックコメント実施について [市民生活部]
- ・特別定額給付金について [福祉保健部]
- ・淀江保育園・宇田川保育園統合園の基本設計について [福祉保健部]
- ・生活保護費返還金に関する督促手続きの誤りについて [福祉保健部]
- ・令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況点検・評価の報告について [教育委員会]
- ・民法改正により令和 4 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられた後の米子市成人式の対象者について [教育委員会]

~~~~~

**午前 10 時 04 分 開会**

**○国頭委員長** ただいまより民生教育委員会を開会いたします。

本日は、8 日の本会議で当委員会に付託された議案 2 件について審査をいたします。市民生活部からは報告は 2 件ございます。

初めに、第 11 回中海会議「中海の水質及び流動部会」の開催結果について、当局からの説明を求めます。

藤岡次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** そういたしますと、お配りしております資料のうち、資料 1 と資料 2 を御覧ください。第 11 回中海会議「中海の水質及び流動部会」の開催結果について御報告いたします。資料 1 を御覧ください。

本年 8 月 19 日に開催されました第 11 回中海会議のうち、中海の水質及び流動部会の開催結果の概要についてでございます。こちらの会議は国交省、鳥取県・島根県両県知事、そして圏域の 4 市の市長などが出席をした会議でございます。今回の流動部会では、事務

局である鳥取県から、令和元年度の水質状況や改善に係る流入及び湖内負荷対策の取組についての報告がございました。引き続き水質モニタリングを継続するとともに、評価を行い、必要な対策を講じていくことがこの部会で確認をされております。

報告の概要でございます。4の(1)を御覧ください。まず、水質の状況でございますが、令和元年度は12地点、3項目の36データのうち35のデータで令和2年3月に策定された第7期湖沼水質保全計画の目標値を達成しております。未達成のものは米子湾のCODでございます、こちらの結果は4.6ミリ／リットル、目標値は4.4でございます。その他、全窒素、全リンは、平成21年度に水質目標値設定をしましてから11年度目にしまして目標を達成しております。目標を達成した要因としましては、3点ございまして、まず1点目、下水道等の生活排水対策が進んだことによる窒素、リンの流入量が減少したこと。2点目、浅場造成・覆砂による低層からの窒素、リンの溶出量が減少したこと。3点目としまして、9月から11月の降水量が少なく、道路、側溝、山林、水田等からの自然系流入負荷が減少したことが考えられております。

今後の部会の取組としましては、水質目標値を達成していない米子湾エリアに注目をしまして、米子市中央ポンプ場沖を底質改善の地点として、ファインバブルによる実証実験の取組や、底質調査及び覆砂効果シミュレーション等の取組を実施し、今後もその取組を継続することとしております。

(2)に主な意見を書いております。まず2点書いておりますが、鳥取県知事及び米子市長から、中海の自然浄化機能を回復させるための浅場造成、覆砂や、水質改善対策の継続性の必要性についての意見がございました。

5、その他でございます。本市は国に対しまして、沖合覆砂や浅場造成等による水質浄化事業のさらなる推進並びに米子湾の覆砂事業等の推進による米子湾の環境修復を要望しておりまして、引き続き中海浄化事業の推進を図ってまいりたいと考えております。参考としまして、資料2でございますが、中海会議での部会資料を添付しております。説明は以上でございます。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆さんからの御意見を求めます。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 説明の中でありましたファインバブルを、今年度からいろいろ調査入っていくということでございました。米子湾の水質汚濁、本当これまでも長い歴史の中でもいろいろ指摘も受けてきてますけども、このファインバブルっていうのは直接的に酸素を吸入するというようなことで、大変期待をしてるんですけど、このファインバブルのその事業自体の実績とか、ちょっとあんまり私もよく分かってないもので、これまで日本全国の中でも何かそういう実績がありますれば、ちょっと教えていただきたいのですが。

**○国頭委員長** 大峯環境政策課環境保全担当課長補佐。

**○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐** ファインバブルと申しますのは、特徴としましては直径0.1ミリメートル以下といいます非常に小さい気泡のことでございまして、非常に緩やかに浮上しながら水中で消滅するために、効率よく気体を液体に溶解させることができるという特徴があります。期待される効果としましては、水中や底泥の溶存酸素量を増やすことにより微生物などによる自然浄化機能を高めて、水質及び底質の改善効果を期待するというものでございます。活用事例としまして、環境部門では排水処理であったり

とか、農業の部門では成長促進であったりとか、あと食品のほうでは鮮度保持、それから水産のほうでは成長促進、それから美容なんかにつきましては、気泡のお風呂などの分野で活用されております。以上でございます。

○**国頭委員長** 岩崎委員。

○**岩崎委員** 私が聞きたいのは、海の汚染に関して何かその実例がありましたらということで、ちょっともしあればお示しいただきたいなと思いますが。

○**国頭委員長** 大峯課長補佐。

○**大峯環境政策課環境保全担当課長補佐** このファインバブル、各地の高専のほうでいろいろ研究が進められてまして、実際に水域、ただ広範囲の水域ではなかなか効果が見えにくいので、限られた閉鎖的な水域での実証はされてるということは伺っております。

○**国頭委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 何点かお伺いします。まず最初に、この中海会議については、傍聴ができる公開の会ですよ。こういう会議があるというのは、案内は何でいただけないんでしょうか。

○**国頭委員長** 朝妻市民生活部長。

○**朝妻市民生活部長** 例年御案内をしておりましたけれども、今年度についてはちょっといわゆる人数を絞っての会議ということもございまして、コロナ対策の関係で、御案内のほうをしておりませんでしたけれども、次年度以降は、また元どおりきちんと御案内をしていきたいというふうに考えております。

○**国頭委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** 2点目ですけれども、この附属の資料の7ページのところの下のほう、影響の図とかいうのが描いてあったり、それから真ん中のその影響度という横長の棒グラフのようなのがありますけれども、この中で、くぼ地の影響は少ないというふうに書かれているその理由について、もう少し詳しく教えてください。

○**国頭委員長** 藤岡次長。

○**藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 資料2の7ページのほうでございます。このくぼ地対策につきましては、令和元年度の部会の報告でも申し上げているところですが、中海は汽水湖でございまして、上下の2層が非常に混合しにくいということがございまして、元年度の御報告の際に、これ以上の詳細の検討は困難であるという御報告をさせていただいているところでございます。

○**国頭委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** ということは、詳しい調査はされてない、進んでないということですか。

○**国頭委員長** 藤岡次長。

○**藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 7ページの資料の4、1、これまでの経過のところでございますが、図がございまして、図の横の辺りに記載をしておりますが、これ以上の詳細な検討は困難であるということの報告のその後の行ですが、今後は、中海の環境をよくするために、どのような取組、調査が適切か関係部局間で調整をしていくということになりまして、その結果、現在ファインバブルですとか様々な対策、8ページ以降の取組について移行しているということでございます。

○**国頭委員長** 石橋委員。

○**石橋委員** ちょっと返りましてというか、大体にそのデータとしては、数値的には目的

を達成してきているけれども、米子湾の奥のほうのデータがまだなんだということですが、米子湾の中、あの細長い部分には、しゅんせつくぼ地が分かってるものが13あるんですけど、そのうちに、8つまでが米子湾のほうに寄ってます。しゅんせつくぼ地の影響というのは大きいというふうに思います。これまでは、くぼ地を埋め戻すということも実験的に何度かされたりはしましたけれど、完全に平らに、底の面が平らになるまで埋め戻されたということは一度もありません。少しでも下のほうにくぼみが残った状態で幾らしましても、またそこにヘドロがたまるという状況で回復はしません。くぼ地の問題は、この報告全体ではあまり触れられておりません、ちょっとは出てますけれど。ですが、浅場の造成や流入負荷などの問題と並んでというか、それだけではなく、くぼ地の問題というのは中海の大きな問題だと思います。干拓の土を、くぼ地をつくって、そこを深く掘ってその土を使ったというふうに聞いておりますけれども、本当に深いものです。このくぼ地についてもっと検討していただくように、ぜひ要望というか、要求を中海会議のほうでしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国頭委員長 藤岡次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 中海の浄化についての御意見でございますが、おっしゃいますように、米子湾は奥地でありまして、地形的な問題というのが非常に大きいものでございます。また、深く湖底を掘削した地域等様々な課題を持っているものでございまして、市としましても流入する負荷の削減というのは公共下水道の整備等に加えて引き続き続けていくものではございますが、自然浄化機能ということになりますと、こちらについては国・県にお願いをしながらということになりますので、資料1の主な意見でも記入をしておりますけれど、今後ともモニタリングをしながら水質改善対策の継続について、全体的な継続についてということ国に要望をしてまいりたいと考えております。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 かなり水質、透明度が増したり、データがよくなったりということには確かに効果が上がっておりますけれど、もう一つ大きな問題は、水質の問題、環境の問題の切り取りですから出てきませんけれど、中海の魚、貝類が大変減ってるということです。量的にも種類も減っています。浅場を造成されたところではアサリの稚魚がいっぱい発生しますが、それは成長できないという、ちょっと成長したものが出たりはしますが、なかなか発生してる数は相当なものですけど、それが成長できないと中海漁協の漁師さんには伺っています。それはやっぱり、浅場の造成だけでは魚は帰ってこれない。魚が住める環境ではない、貝も、ということだと思います。今、申し上げたくぼ地の問題もあります。そして、米子としてぜひ言わなきゃいけないのは、やはり堤防の開削ということだと思います。米子の市議会も市当局もずっと、中海の堤防を開削をしなければ、水質も、それから要するに水難を防ぐための問題も解決はしないというふうに言ってきました。米子がそれを言わなければだんだんそれは忘れられていくことになるんですけど、中海会議の場では堤防の開削は表に上がってきたことがありません。これは米子がぜひ堤防開削の問題をその中海会議の場で発言し、検討するというにしなければならぬと思っておりますが、その点についてはいかがな御見解でしょうか。

○国頭委員長 朝妻部長。

○朝妻市民生活部長 御指摘の件につきましては、また鳥取県のほうとも協議しながら一緒に進めてまいりたいと思います。

(「ぜひ、このことはしっかり検討をお願いしたいと思います。」と石橋委員)

○**国頭委員長** よろしいですか。

○**石橋委員** はい、取りあえず結構です。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 先ほど石橋委員も取り上げたくぼ地のことなんですが、説明でもありました資料の2の7ページで、くぼ地に関しての評価で、水質改善効果が小さい、それから、これ以上の詳細な検討は困難でありというふうな評価というか、そういった経緯があるという説明。これに関してなんですが、資料1の中の主な意見でポツが2つありますけど、2つ目のポツ、これは市長が意見を述べたというところで、ここの文章を読むとこう書いてますよね、浅場造成、覆砂には期待している。覆砂の効果検証シミュレーションを進め、調べながら進めていただきたいと書いてるのですが、ここが先ほどの資料2のくぼ地の評価と、この意見の関連がちょっとよく分からなくて、市長はどういう趣旨で、つまり、ここでの資料1の主な意見で市長が言ってることは、くぼ地に関して期待していると、それで進めていただきたいと、こう意見を述べてるのですが、もともとの評価は、影響は小さくてこれ以上何か検討困難だみたいな評価。これ、市長はどういった趣旨でこのことを、こういう意見を出したのでしょうか。

○**国頭委員長** 藤岡次長。

○**藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 資料1の主な意見でございますが、浅場造成と覆砂のことについて、米子市としての意見を述べたものでございます。覆砂、浅場造成による自然浄化機能の回復というのは非常に重要でございます、こちらについて国にも御協力をいただき、今後も進めていただきたいという趣旨で申し上げたものでございます。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今は覆砂のことに関して質問しています。つまり、資料2の7ページ、先ほどのやり取りで引用されたこのくぼ地の埋め戻し、覆砂、これは効果が小さいというふうな、そういう判断してますよね。で、これ以上の詳細な検討は困難。つまり何かここの文章を読むと、くぼ地の埋め戻し、覆砂というのは効果も少ないし、どうしていいかよく分からんから、取りあえずここはそんなに力を入れないみたいに読めるのですが、だから、資料1の市長の発言は、それに対してある意味で異論を唱えたような、つまり、いやいや、くぼ地のこともちゃんとやっってくださいよという趣旨で意見を述べたというふうに取れるのですが、そういうことですか。

○**国頭委員長** 藤岡次長。

○**藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 意見としましては、くぼ地のことではなくて覆砂のことでございます。これは、水深2メートルから4メートル程度に対して行うものでありまして、透明度の向上や栄養塩の溶出抑制が図ることが期待されるものでございます。意見として申し上げましたのは、くぼ地に関するのではなくて、実施効果のございます覆砂、浅場造成、この2点について、米子市の意見を申し上げたということでございます。以上でございます。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** この覆砂というのは私のイメージとして、くぼ地があるのでそこを、表現として埋め戻しや覆砂というふうに書いてるのですが、そのくぼ地の部分を砂で埋め戻しという、何か砂をある程度入れてというふうにとったのですが、これ覆砂というのは、

くぼ地に関してということではないということですか。

○国頭委員長 藤岡次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 重ねての御答弁になりますが、水深2メートルから4メートル程度の沖合の場所に行く、覆砂の事業ということでございます。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 だから、それはつまり覆砂というのと、くぼ地を埋め戻すっていうのは直接関連ないことなんですか。覆砂というのは、くぼ地云々ということではなくて、単にその水深2から4のところ砂をする。くぼ地は特に念頭にないような、そういったことを覆砂というふうな表現をしているんですか。

○国頭委員長 大峯課長補佐。

○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 くぼ地の埋め戻しではなくて、沿岸部に砂をかぶせることを覆砂と申しまして、浅場造成といいますのは、その覆砂よりももうちょっと水深の浅い部分で同じような砂をかぶせる事業のことをいいます。

○国頭委員長 覆砂と埋め戻しは違うと思います。

土光委員。

○土光委員 分かりました。

○国頭委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、「第2次米子市環境基本計画」原案に係るパブリックコメント実施について、当局からの説明を求めます。

藤岡次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 そういたしますと、続きまして、お配りしております資料3、4、5、こちらのほうを御覧くださいませ。

まず、資料3のほうから御説明いたします。「第2次米子市環境基本計画」原案に係るパブリックコメントの実施についての御報告でございます。まず概要でございます。本市では、平成23年度に米子市環境基本条例の規定に基づいて環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画である米子市環境基本計画を策定をし、計画的な環境施策の推進に努めてまいりました。この現計画は、令和2年度で期間が満了いたしますことから、今年、令和2年2月に米子市環境審議会に第2次米子市環境基本計画について諮問をし、現在、米子市まちづくりビジョン及び社会情勢の動向等を踏まえた審議を行っていただいているところでございます。このたび、本審議会において第2次米子市環境基本計画の原案を作成しましたので、今後10月にパブリックコメントを実施し、原案に対する市民の皆様の御意見を募集することといたしました。

資料の中ほど、3、環境審議会でございます。こちらは、本計画策定に当たりまして、米子市環境基本条例第19条の規定に基づいて米子市環境審議会に諮問をし、御審議をいただいているところでございまして、委員の方々は、学識経験の方など15名で任期は2年としているところでございます。

資料3の裏を返していただきまして、第2次米子市環境基本計画の策定スケジュールを記載をしております。まず、昨年11月に市民アンケート、事業者アンケートを実施いたしました。本年2月に第1回米子市環境審議会を開催いたしまして、第2次米子市環境

基本計画について諮問を行っております。令和2年度、今年度に入りましてから、4月から8月までの間に審議会を開催をいたしました。新型コロナウイルス感染症対策のため書面審議なども行っておりまして、計4回の審議会を開催をいたしました。今後10月にパブリックコメントを実施をしまして、パブリックコメントの意見等を踏まえて再度審議会を開催し、年明けに答申をいただく予定としております。なお、パブリックコメントは、米子市市民意見交付手続要綱に基づき実施をいたしまして、環境政策課、クリーンセンターです、それから市のホームページ、淀江支所、総合案内、行政窓口サービスセンター、各公民館等で閲覧が可能となるということにしております。

そうしますと、資料4がこのたびの原案でございます。資料4、ちょっと厚みがありますので、ダイジェスト版を作成をしております、御説明は資料5のほうでさせていただきます。内容は同じでございます、何ページか抜粋をしたものでございます。そうしますと、資料5の第2次米子市環境基本計画、ダイジェスト版を御覧ください。

めくっていただきまして、1ページ目が、本計画の構成を記載をしております。本編は5章から成っております、最後に資料編としまして、用語集など、資料5のほうですと42ページ以降ですけれども、関係条例などの資料編を併せて掲載をしております。

続いて、2ページを御覧ください。第1章、第2次米子市環境基本計画の策定について、第1章では環境基本計画の位置づけ、期間、SDGsとの関係について記載をしております。まず最初に、環境基本計画の策定について、1-1でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように米子市環境基本条例に基づいて環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として環境基本計画を定めるという趣旨を記載をしております。その下には、23年度策定以降の流れを記載をしております。

2ページの下段でございますが、環境問題に関します社会情勢を記載をしております。まず、世界的な動向としましては、平成27年度にパリ協定が採択されたほか、地球規模での環境問題に対する国際的な取組が活発化してきている状況を記入しております。次に、国の状況でございますが、このパリ協定を踏まえまして、平成28年には地球温暖化対策計画、平成30年には第5次環境基本計画が閣議決定されております。そして、県では環境分野におけるSDGsの達成に向けて、令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン、いわゆる県の環境基本計画でございますが、これを令和2年2月に策定をし、持続可能な社会の創造を目指しているところでございます。このように、非常に社会情勢変わっております。

めぐりまして、3ページ、環境基本計画の位置づけでございます。本市の環境基本計画でございますが、国・県の計画との整合性を図りつつ、本市の最上位計画である米子市まちづくりビジョンを環境の側面から支援する計画であるということを図示をしております。3ページの下に計画の期間を記載をしております、令和3年度から12年度までの10年間でございます。

次に4ページを御覧ください。4ページは本市の現状と課題について記載をしております。まず、第1次米子市環境基本計画の総括でございます。第2次計画の策定に当たりましては、本市の環境施策の現状確認のために、1次計画の実施状況の評価を実施をしております。評価の状況は、中ほど四角で囲っておりますが、令和元年10月末時点の評価ではほぼ全ての項目が令和2年度末の目標値を達成または達成の見込みでございまして、引き続き目標達成に向けて各施策の推進を図ることとしております。詳細は資料4のほうに



記載をしております。

また、本計画の策定に当たりまして、環境に対する市民意識や省エネの取組状況などの把握をすることを目的に、昨年11月に、市民及び事業者に対してアンケート調査を実施をしております。市民アンケートにつきましては38.7%の方から、また事業所からは33%の回答をいただいております。アンケートの調査概要は、4ページのほうに表にしております。これらの中から主な調査の結果としまして何点か上げておりまして、地球温暖化についての問題意識を市民の方が持っておられるなど、記載をしております。5ページの上のほうまで記載をしております。

これらのアンケート結果の考察としまして、本市の環境を取り巻く課題としまして、地球温暖化問題のような地球規模のものがある一方で、身の回りの地域の生活環境の改善についての意見がございました。これを図示したものが5ページの図でございます。また、環境保全活動に参加したいという積極的な意見も多数ありまして、その内容は多種多様で広範囲に及んでいることが考察されました。

続きまして、6ページ、第3章でございます。こちらは、米子市が目指すべき環境像について図示をしたものでございます。環境基本条例の条文、そして米子市まちづくりビジョン、環境基本計画の関係性について図示をしております。

7ページを御覧ください。これらを踏まえまして、米子市の目指す環境像である自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまちを実現するために、第2次環境基本計画に5つの基本目標を設定いたしました。具体的な施策、目標の内容については、12ページ以降で御説明します。

また、8ページでございますが、環境基本条例で規定する環境施策の5つの基本方針と、本計画で定める5つの目標との関係性を図示したものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。第2次環境基本計画における各施策を計画的かつ効果的に推進するためには、市民、事業者、市、それぞれにおけます自発的な行動と連携協力が必要でございます。図はこの関係を示したものでございます。

続きまして、10ページでございます。具体的な施策の内容についてでございます。第2次計画は、先ほど申し上げました5つの基本目標を達成するために、12の施策の柱を設定をしております。これらの施策は、市民・事業者アンケートの意見も踏まえた上で、目標達成に向けて本市で必要であるという施策を設定をしたものでございます。それぞれの項目の横に図がついておりますが、これはSDGsの17の目標でございます、関連性を示しております。

11ページでございます。施策ごとの個別の柱でございます。それぞれの施策の柱には重点施策、その他の施策を設定をしております。各個別施策は、設定した施策の柱にとどまらず、ほかの施策の柱に関連するものもありまして、1つの個別施策が複数の施策の柱を支えるものとなっております。

また、重点、その他とございますが、重点施策としておりますものは、米子市まちづくりビジョンの主な取組として位置づけられたもの、あるいは、市の各事業所管課におきまして数値目標を掲げている重要な施策を重点としているものでございます。

そうしますと、12ページ、それぞれの基本目標を5つ設定をしておりますが、そちらについて御説明を申し上げます。資料4の本編のほうには、各目標について現状、課題、具体的な施策を記載をしておりますが、ダイジェスト版では抜粋をしております。

まず、基本目標の①は低炭素社会。こちらは、気候変動に伴う自然災害等の危機感を共有し、本市のすばらしい自然環境を次の世代につなげるため、温室効果ガスを減らす社会を目指すものでございます。基本目標達成における主な指標を3点示しております。まずは、市域から排出されますCO<sub>2</sub>の排出量、こちらの削減。それから、市有施設から排出されますCO<sub>2</sub>の排出量、こちらの削減目標。そして、ため池ハザードマップの作成。3点でございます。これらの設定の理由でございますが、国の地球温暖化対策計画と整合するようにそれぞれの目標値を設定をしましたほか、大規模災害等が多く発生をしておりますので、これを踏まえまして、ハザードマップの作成により、ため池決壊などに対する地域防災の意識向上を図るものとして、数値の設定をしているものでございます。これにより、12ページの指標設定に丸を3つ書いておりますが、3番目の丸ですけれども、ため池が決壊するおそれのある場合、またはため池が決壊した場合に、迅速かつ安全に避難することを図るというものでございまして、最初に戻ります基本目標の気候変動に伴う自然災害等の危機感の共有化、こちらにつながるものでございます。

続きまして、基本目標達成の施策の柱でございますが、12ページの下から13ページの上で3点設けてございまして、13ページのほうは、施策の柱ごとの個別施策の例を何点か記載をしております。

続きまして、13ページ半ばにございます基本目標②循環型社会でございます。こちらにつきましては、4Rの推進や食品ロスの削減等を行い、持続可能な消費と生産の社会を目指すものでございます。基本目標の達成における主な指標でございますが、1日1人当たりのごみ排出量、そして、ごみの最終処分率を上げております。こちらにつきましては循環型社会の構築に向けて目標を設定したものでございまして、こちらは、現在作成をしております第4次米子市一般廃棄物処理基本計画のほうで詳細を決定をするものでございます。量が多いので簡潔に申し上げます。

続きまして14ページ、基本目標③自然共生社会でございます。こちらについては、自然環境が有する機能を保持し災害を防ぎ、緑あふれる社会を目指すものでございまして、目標達成につきましては、水鳥公園の環境学習、あるいは荒廃農地の面積の減少などを上げております。指標設定理由は14ページの下、そして15ページには施策の柱、そして個別施策の例を記載をしております。

続きまして、15ページは基本目標④、安全・安心社会でございます。こちらは、公害の防止を図ることにより生活環境の保全を進め、そして安全で安心して暮らせる社会を目指すものでございます。基本目標達成の主な指標は2点、大きく上げております。16ページは指標の設定理由、そして主な施策の柱を上げております。

そして16ページでございますが、基本目標の5番目、環境保全社会でございます。こちらにつきましては、環境学習や環境保全の推進により、個人の環境に対する意識の向上ができる社会を目指すものでございます。目標の値、それから設定理由、それから個別施策などは17ページに記載をしております。

最後に18ページでございます。こちらは環境基本計画の進行管理でございまして、PDCAサイクルの考え方、そして令和3年度から7年度までの5年間の後、中間見直しを行う予定にございまして、今後ともPDCAにより、計画の実効性を確実なものとする事としております。概要は以上でございます。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見をお願いいたします。

土光委員。

**○土光委員** 今日これは報告ということで、今こういう状況だという報告のみということなのか、この示された原案に関して、中身について意見を聞きたいというか、どちらなんですか、今日の位置づけは。

**○国頭委員長** 藤岡次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 本日は、資料3の裏面でもお示ししておりますように、現在の状況、そして今回10月に行いますパブリックコメントの実施について御報告をすることでございます。個別の意見につきましては、10月にパブリックコメントを実施いたしますので、そちらのほうで御意見をいただけたらと考えております。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** つまり議会から意見を求めるというのはこの10月、パブコメは一般市民に対して意見を求めるという位置づけだと思います。議会に関しても意見を求めるというのは、このパブコメが済んだ後、だから10月以降、そのときに改めてということになるのでしょうか。

**○国頭委員長** 藤岡次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 先ほど申しました資料3の裏面を御覧ください。今後パブリックコメントを実施をいたしましてから、内容について御意見につきまして審議会に諮りまして、その後、答申をいただきます。その答申につきまして、年明けを予定しておりますが、答申を踏まえて本市の第2次米子市環境基本計画を策定をいたしますので、この時点で議会のほうに御報告する予定としております。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** いや、報告のことを言っただけではなくて、こういった環境基本計画を策定するに当たって、当然市民からの意見、これパブコメですよ、それから当然環境審議会、いろんなところから意見を聞いてつくるものだと思いますけど、改めて議会からの意見を求める、そういった場、場だったらそれがいつ頃になるかというのを聞いてるんです。

**○国頭委員長** 朝妻部長。

**○朝妻市民生活部長** 先ほどのスケジュールにありましたが、11月の審議会におきましてパブリックコメントについて御説明させていただきますので、それまでに個別に御意見を頂戴できればと思っております。別個の場を設けるか、個別に御意見をいただくか、いろんな手法があると思いますが、それまでの間に、直接課のほうに御連絡いただければと思います。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** 議会の意見、個別に求めるという、それは当然あってもいいと思いますが、これは委員長にお願いしたいと思いますが、中海に関して、この委員会でも議論というか、意見を出すというか、そういう場はぜひ設定していただきたいと思います。個別にやるだけではなくて、委員会でもきちっとそういう場を設定していただきたいというふうに思います。

**○国頭委員長** 当局とちょっと相談します。

**○土光委員** お願いします。

**○国頭委員長** ほかにありませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** この資料をいただきましたけれど、まだ空白の部分が、市長の原稿がないということに始まって、例えば20ページなんかの施策の柱ごとの個別政策っていうところでは重点が1施策で、その他が5施策とかいうふうには書かれてますが、具体的にはどういう施策というのはいっていません。そういうところは埋めた上でパブリックコメントにされるということですか。

**○国頭委員長** 藤岡次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 石橋委員さんから御指摘いただきました20ページですけれど、こちらは概要を記載をしたものでありまして、それぞれの個別の施策につきましては、本編の21ページ以降めくっていただきますと、具体的な個別の施策、重点施策が1つあればそれは何なのか、その他が5個あればそれが何なのか、具体的なものは21ページ以降のそれぞれの基本計画の中身のほうに記載をしているところでございます。

**○国頭委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** それでしたら、やはりこの図の中にも書かれていなければ、さっぱりこれでは、この表を見た感じで何なのか分からないというふうに思います。早速に、その基本目標の21ページのところでは、パリ協定とかSDGsとか世界の状況、世界の環境問題の方向が書かれておいて、それに対しての国の目標値とか県の目標値がきっちり書かれてありますが、米子の目標値はないなというふうに思っておりましたら、このダイジェスト版のほうの12ページですか、そこに目標達成に向けた主な指標というのがありますが、それが米子市が出している目標数値ということですか。

**○国頭委員長** 藤岡次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** ダイジェスト版でございますが、こちらは本編の一部を抜粋をしたものでありまして、ダイジェスト版にある数字は本編のほうにも同様のものを記載をしております。例えばダイジェスト版の12ページのほうに基本目標達成における主な指標を載せておりますが、こちらは本編の22ページのほうに同じ表を載せておりまして、具体的な説明、丁寧な説明はこちらのほうに記載をしております。

**○国頭委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** そしてもう一つ、ここにも書かれてますけど、循環型社会ということの中で、ごみの問題をどうするかというのは環境の問題にとって大きいわけですが、4Rということも掲げられておりますけれど、それについて具体的にはどういうふうな施策をするのかというあたりも明確にならなくてはなかなか市民の人がきちんと意見の言える政策にはならないのではないかとこのように思います。

そして、もう一つは、今、西部広域のほうから提案されています基本構想、あの基本構想がこの基本的な計画に掲げられている数値を達成するにかなったものであるかどうか、これも大変重要なしっかり検討すべきことだと思います。私は、本当にここに書かれてある方向を実現しようと思えば、広域の基本構想ではできないと、その方向には向かっていないというふうに思っています。この基本計画について、委員会の審議はぜひ必要だと思いますので、委員長にそれは要望します。

**○国頭委員長** はい。

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前 10 時 52 分 休憩**

**午前 10 時 55 分 再開**

○**国頭委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

議案第 80 号、米子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

塚田長寿社会課長。

○**塚田長寿社会課長** 長寿社会課から、議案第 80 号、米子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

これは、国が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、当該基準に従い、条例で定める指定居宅介護支援事業者の管理者に関する基準について、所要の整備を行おうとするものでございます。主な制定内容といたしましては、指定居宅介護支援事業所の管理者につきましましては、平成 29 年度の基準の改正により、令和 3 年 4 月 1 日以降については主任介護支援専門員を置かなければならないとされ、それまでは猶予期間としていましたが、主任介護支援専門員を管理者として置く事業所がまだ 6 割程度である現状から、猶予期間を令和 9 年 3 月 31 日まで延長するとともに、令和 3 年 4 月 1 日以後、令和 9 年 3 月 31 日までについては、同年 3 月 31 日までに指定を受け、同日における管理者が主任介護支援専門員でない指定居宅介護支援事業所は、引き続き当該者を管理者とすることができることを定めております。また、令和 3 年 4 月 1 日以降、管理者である主任介護支援専門員が急な退職等により新たな主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができるよう定めております。

なお、本市における居宅介護支援事業所は現在 37 事業所ございますが、主任介護支援専門員を管理者としている事業所は 21 事業所で、約 57% となっております。本条例成立後におきましては、条例改正の内容とともに、主任介護支援専門員の管理者要件について改めて周知する予定としております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○**国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

石橋委員。

○**石橋委員** 米子市も全国と同じように、6 割程度の主任ケアマネさんの管理者である事業所はないわけですが、その主任ケアマネジャーさんが確保できないのはなぜなのでしょう。なかなかできないというのは何ででしょうか。

○**国頭委員長** 塚田課長。

○**塚田長寿社会課長** 主任介護支援専門員の資格の要件といたしまして、研修を受講していただくこととなっておりますが、その主な内容といたしましては、専任の介護支援専門員として従事した期間が 5 年以上である者など、受講するに当たっての条件がございまして、介護支援専門員となられた方がすぐ主任介護支援専門員の研修が受けられるというこ

とではございませんので、配置ができないという状況もあります。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 ケアマネジャーという人の仕事は本当に忙しいし、本当に大事な仕事をしてもらってるわけですけど、研修というのは、大体年に何回とか、何時間以上あるものですか。そしてそれを受けるのに、例えば鳥取県では幾らぐらい費用がかかりますか。かなり費用の幅が都道府県であるというふうにも聞いてますけれど。

○国頭委員長 足立長寿社会課長補佐兼介護保険担当課長補佐。

○足立長寿社会課長補佐兼介護保険担当課長補佐 主任介護支援専門員の研修につきましては、各都道府県により研修の内容については差がございます。鳥取県につきましては、正確な数字は把握しておりませんが、半年以上かけて十数回の研修を行うということになっております。費用につきましても、都道府県において差がございます。安いところだと3万円程度の研修費用かかるところがありますし、高いところでは6万円程度ということ聞いてます。鳥取県は、たしか4万円程度だという具合に記憶はしております。以上でございます。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 その半年以上かけて十数回の研修に出かけていくというのは、ケアマネの通常の業務をちゃんとやりながら出ていくというのは、本当に大変なことだと思うんですね。費用もいろいろですけどかかるということで、この辺での、やはりその職場の理解というか、協力がなければとてもなかなか取れないと思うんですけど、一旦取った主任ケアマネというか、その修了しましたよということになっても、更新があるんですよね、これ。5年に1回更新がありますね。そうすると、また同じように十数回の研修を受けなければならぬという大変なことになっています。ケアマネさん自身が大変忙しい仕事で、しかも介護報酬は少ないってということもあり、なかなか続かないというふうなことも聞いております。やはりここは、介護報酬の改善とか、事業所の人員の配置の改善とか、そういうことが必要だというふうに思いますが、国は主任ケアマネという、普通、通常のケアマネさん以上に研修を積んだ人をケアマネジャーのリーダーとして置く必要があるというふうに言ってるわけですけど、そうであればやはり国が、それができるような条件にするように改善すべきだというふうに思います。6年延ばすことになりましたよね、計算すると。介護保険の8期と9期の終わりまで延ばすことになりましたが、今のままの状態でも6年延びてその後で、主任ケアマネジャーが必要な数だけ確保できるというふうに思われますか。

○国頭委員長 足立課長補佐。

○足立長寿社会課長補佐兼介護保険担当課長補佐 主任介護支援専門員の介護報酬、それから人員基準等につきましては、国のほうで議論をしておりますので注視はしていきたいとは思っております。この主任ケアマネの制度につきましては、2006年、平成18年に制度としては創設されたものでございます。この制度につきましては、介護保険サービスには、訪問介護、いわゆるヘルパーや、通所介護、いわゆるデイサービスだけではなく、様々な介護保険サービスがございます。利用者にとって適切な介護サービスを提供するために、ケアマネジャーには利用者の状態等を正確に把握する能力や、介護サービスの特徴や効果に関する知識等が求められるとともに、その能力、知識等を常に向上することが求められております。これを制度的に担保するために主任ケアマネ制度は創設されましたので、そして2018年、平成30年介護報酬改定では、この制度を重視することを目的と

して、居宅介護支援事業者の管理者は必要な研修を受講し、主任介護支援専門員であることとの要件が設けられた経過がございます。米子市におきましても、主任介護支援専門員を管理者とする率としては高まっておりますし、本来でありましたら今年度研修を受けて、先ほど6割程度と言いましたけれども、8割程度まで伸びる予定ではございました。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度の鳥取県の研修は中止になったこともございまして、昨年よりも伸び率はそのままということになっております。そういった影響を考慮しまして今回の条例改正も必要だという具合に米子市としても判断した次第でございます。説明は以上でございます。

**○国頭委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 私の知っている人でも、一度主任ケアマネっていうのを研修も経て、取ったんだけど、次の更新のときに際になって見たら、ちょっと研修時間が足りなかったっていうのでその資格を失ったという人もあります。処遇改善して、ケアマネさんが主任ケアマネの資格にどなたも研修受けられるように、そういうふうに改善することが必要だというふうに考えます。以上です。

**○国頭委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** それでは、ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

石橋委員。

**○石橋委員** こういう、片方は主任ケアマネさんがある、ほかの事業所はまだないところがあるという、これは利用者の人にとっても本当に不利益が生じる状況だと思います。本当に大事な仕事をしてもらう人が、ちゃんと研修を積み重ねてそういう資格も取れるように、待遇改善が大事っていうふうに、それが必要だということを国に強く求めてほしいと思います。この条例は、国の改定に従ったものですが、しかし本当は規制をいつまで緩めておくんだということで反対なんですけど、反対して、もし主任ケアマネのいない事業所が、できなくなるという状況が出れば、それは現場で働く人にも利用者にも本当に大変なことになるので、もう本当に致し方なくですけど、反対はしません。反対ができません。

**○国頭委員長** 賛成ということでもいいですね。

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第80号、米子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前11時08分 休憩**

## 午前 11 時 25 分 再開

○国頭委員長 民生教育委員会を再開いたします。

福祉保健部からは報告が 3 件ございます。

初めに、特別定額給付金について、当局からの説明を求めます。

大橋次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 特別定額給付金につきましては、8 月 19 日に申請を締め切ったところございまして、その後残務処理をして今月の終わりには全ての業務を完了する見込みとなりましたので、実績について御報告をするものでございます。

資料の大きい 2 番の (3) 申請及び支給状況を御覧ください。最終的な申請件数は 6 万 7,329 件でございました。そもそも対象になっている世帯数が 6 万 7,543 件、住民基本台帳上でございますので、申請率は 99.68% でございます。そのうち支給済み、つまりお金を支払ったものにつきましては 6 万 7,313 件を払っておりまして、支給率で見ますと 99.66% でございます。この申請済み件数と支給件数の相差、16 件でございますけれども、内訳といたしましては 11 件が申請の辞退ということでございます。また残りの 5 件につきましては、相続が発生しているけれども、相続人が確知できないので、その調査をやっている最中のものが 3 件でございます。また残った 2 件につきましては、申請書の不備がございまして、現在申請者に対して問合せをしているところでございます。

続きまして、(4) 番の申請勧奨をどういふことをしたかですけれども、従来説明した後に、未申請者のお宅を訪問する事業を行いました。7 月 20 日から行いまして、8 月の 10 日前後まで行ったものですが、199 世帯を訪問いたしました。7 月 20 日時点でおおよそ 1,000 件の未申請者がいらっしゃったわけでありまして、私どもの人員配置なども考えまして、申請の御支援が必要であろうと考えられる 65 歳以上の単身高齢者または高齢世帯について、特にお宅を訪問して申請勧奨を行ったものでございます。この結果といたしまして、160 件が申請書をお出しいただくということがございました。

続きまして、最後、(5) 番、補助金についてということでございますけれども、右端欄の実績見込額を御覧ください。事業費については、147 億 3,050 万を支払いました。また、事務費については 5,400 万を使用いたしましたけれども、最も経費がかかったものが郵便代でございまして、1,640 万余りを使用しております。続きまして人件費が 1,200 万、システム関連費が 789 万円、振込手数料が 741 万円という具合になっております。予算段階では 8,000 万の要求をしておりましたけれども、予算編成時においては、直営でやる方法と委託でやる方法を並行して考えておりましたものですから、どちらになってもよいように少し過大な形でございましたけれども要求をさせていただいて、結果としては、委託業者ではなかなか速度が上がらないということで、最終的に職員による直営を選択して事業を実施したために、予算残が出たものでございます。説明は以上でございます。

○国頭委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

土光委員。

○土光委員 今の説明で、申請済み件数が (3) にある 6 万 7,329、もともと世帯数は 6 万 7,543 というふうに言われたと思います。当然こちらからは、この世帯数 6 万 7,543 件に申請書類を送付をしているということですよ。それで申請済みというのは、



申請するという事で返って来た数が6万7,329ということ。この差が214になるんですけど、要は今いろんな申請の勸奨とかいろいろやられたという結果ですけど、最終的にはこの214というのは要は申請そのものがなかった世帯数、件数だというふうに理解すればいいんでしょうか。

○国頭委員長 大橋次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 お見込みのとおりでございます。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 それからもう一つ、(3)のところで支給済み率99.66%。これは、金額ベースというか、人数ベース、同じことだと思いますけど、人数ベースで支給した人の割合が99.66%になったということでしょうか。

○国頭委員長 大橋次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 件数ベース6万7,313件を分子とするものでございます。

○国頭委員長 土光委員。

○土光委員 件数というのは、これ世帯単位で申請しますから、その世帯単位での申請の割合ということですね。そうすると、世帯単位で申請があったとしても、世帯一覧でこの人は要らないとかそういう選択肢ができるので、最終的に、対象の米子市民でお金をもらわなかった人は何人なんですか。

○国頭委員長 大橋次長。

○大橋福祉保健部次長兼福祉政策課長 人数ベースで計算しますと、対象人数が14万7,557で、支給済みが14万7,305名ですから、252名が受け取っておられないということになります。以上です。

○国頭委員長 よろしいですね。ほかに。

伊藤委員。

○伊藤委員 一言だけ。さっき言われましたけれども、最後は訪問もされたということで、とても本当にいい取組されたなと思って評価しております。私も、文章が理解できないとか、あと識字障がいがあってというようなことで、何件かお手伝いさせていただきましたけれども、申請主義ということで、そのような方が必ずいらっしゃるということを思っていて訪問となったと思うんですけども、それはとても評価したいと思います。市民の方からも、速やかな対応をしていただいたとか、あと、とても分かりやすく教えていただいたというふうなお褒めの言葉もいただいておりましたので、大変だったと思いますけれども、よい取組だったと思います。ありがとうございました。以上です。

○国頭委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、淀江保育園・宇田川保育園統合園の基本設計について、当局からの説明を求めます。

大谷子育て支援課課長補佐。

○大谷子育て支援課子育て政策担当課長補佐 淀江保育園・宇田川保育園統合園の基本設計についてでございますが、園舎建設の基本設計ができましたので御報告申し上げます。この設計については、淀江・宇田川両保育園の保護者の皆さんや地元住民の皆様の御意見

をいただいて、それを参考にした上で保育士や設計業者等の関係者と協議を重ねて完成したものでございます。

2 ページ目の、A 3 判の平面図を御覧ください。統合園は認定こども園となりますが、その施設として年齢別の保育室や遊戯室、調理室等のほか、男女別更衣室や多機能トイレを設置する予定でございます。このほか、地域子育て支援センターを園舎内に備え、専用室としてプレールームや相談室を設置いたします。この設計では子どもの安心・安全を第一に考え、保育のしやすさや子どもが落ち着いた生活ができることを重視いたしました。今後は、この基本設計を基に実施設計に入り、来年度早々の建設着手に向けて進んでいきたいと考えております。以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

土光委員。

**○土光委員** まず質問です。一つは、駐車場が38台、例えば運動会等、行事をする場合、どういふふうに対応するのでしょうか。

**○国頭委員長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 保護者の方がたくさん集まれるような行事をする際のことだと思います。隣接をする施設のほうで、駐車場のほうを利用させていただけるということもお話しているところでして、そういう方向で考えていきたいと思っております。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** 行事のことで、保護者とかで議論があったと思いますけど、例えば運動会等、駐車場のことがあったりとか、それから園庭の広さ云々で、行事そのものをどこか別な場所で広いところとするのか、いや、あくまでもここの保育園内で行事をするのかという話もあったと思うのですが、今の段階ではあくまでも、この園内でそういった運動会等の行事はするというところで固まっているのですか。

**○国頭委員長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 認定こども園になってから、例えば運動会をこの園庭で開くかっていうことまで今決定しているわけではございませんけれども、例えば淀江保育園の場合は白鳳高校さんのほうをお借りして運動会を実施しておりますので、そういうようなやり方も含めて、今後検討していきたいというふうに考えております。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました、今後検討ということですね。それから、駐車場のことで隣接のを利用するというふうに言われましたが、具体的にどこを想定してるんですか。

**○国頭委員長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 隣接する温泉施設の裏側になりますか、かなり広いスペースがございますので、そちらのスペースを想定しているところでございます。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。それから、この見取図とかざっと見て、一つ思うのは、この認定こども園、例えば休日とかにここの広場と園、要は広いとこね。これは、今の段階でどういうことになってるかということでもいいんですが、地域の人が休日にここで散歩したりとか、要は入る、そういったことは想定してるんですか。それともそれは想定してないんですか。

○**国頭委員長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 認定こども園は、子育て支援センターも併せまして、地域の子育ての拠点という意味がある施設というふうに考えております。自由に使っていただけるかどうかは、まだちょっとここで申し上げられませんが、園庭開放ですとかそういうようなことには努めていきたいというふうに考えております。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 多分その辺もまだ固まっていないのかなと思いますが、これは要望という意味で、例えば今日の見取図でも全体のイメージ図がありますよね、これ見ると完全に柵で覆われてますよね。だからここでちょっと散歩しようとかいうときに、出入りは正規の出入りしかできないようなことになっていると思います。これは保護者との間でも出ましたけど、それこそ一つはセキュリティーの問題で、誰でも入れると、ちょっとむしろ問題だという、そういったことも当然あると思うのですが、できるだけ地域に開かれた施設というか、地域に開かれた認定こども園ということで地域の人も利用できる、そういった仕組みというか、やり方を考えていただきたいなというふうに思います。

それから続いてです。今日のこの案は、保護者や地元住民からの意見を参考にしてこういった形で基本設計が完成したということで、地元住民からの意見について、実際意見の取り方は、地元住民から直接ということではなくて、案を回覧板で示して意見募集という形でやられたと思います。実際、地元住民からどんな意見が出て、それをこの基本設計で、意見によっては生かせるもの、反映できないもの、当然いろいろあるとは思いますが、地元意見をどういう形で反映させたのでしょうか。

○**国頭委員長** 大谷課長補佐。

○**大谷子育て支援課子育て政策担当課長補佐** 住民や保護者の方からの御意見でございますが、3月から4月にかけては保護者の方から、6月につきましては保護者や地域の方から御意見をいただいたところでございます。一部御紹介いたします。1つ目につきましては、上靴を履かない年齢の子の部屋は床暖房にしてほしいという御意見がございました。これにつきましては、ゼロ歳児と1歳児の室に床暖房を設置いたします。また、遊戯室は1つではなく2つであってもよいのではないかと御意見もございました。これにつきましては、限られた面積となりますので、これは1か所のみとさせていただきます。また、雨の日などに建物につながる道に屋根があるとうれしいという御意見もございました。これにつきましては、道自体に屋根をつくるということは難しかったのですが、園舎のひさしを長めに設置し、建物に入るまでにぬれにくいように配慮をさせていただいたところではあります。このほかにも意見をいただきまして、それぞれ反映できる場所、できないところもございましたが、なるべく御要望に沿うようにこちらのほうの設計をしたというところになります。以上です。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 地元の意見、今例示してどういうふうに対応したかというのを説明していただきました。多分地元からの意見の一つに、木造というか、木をふんだんに使った形にしてほしい。それは子どもの環境のために、それから木を使うというのは環境保全のためとか、そういった意見があったのではないかと思います、実際あったのですか。

○**国頭委員長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 木造でつくってほしいですとか、できるだけたくさん木を使って

ほしいという御意見はいただいております。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** これに関しては、今の基本設計の段階でこういった形で反映をしたというふうにお考えでしょうか。

○**国頭委員長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 内装について、できるだけ県産材を使用した、木質化を図るということで進めさせていただきたいと考えております。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** それからあと、地元から意見募集して、今言ったような意見があつて、反映させるところは反映したというか。これに関して、これはこれからです、地元からこんな意見をもらつてこういった形で反映させましたというのは、ある意味で地元の方に説明するか伝える機会、場があつてもいいと私は思うのですが。これから詳細設計に入りますから、その詳細設計に関しての意見もそこで募るというか、そういった場があつてもいいと思いますけど、この辺のところはこれからどういうスケジュールで考えていますでしょうか。

○**国頭委員長** 池口課長。

○**池口子育て支援課長** 基本設計が出来上がったということの御報告というのはしたいというふうに考えております。その報告するやり方についてなんですけれども、このたび西部のほうでもコロナの陽性者が出たというようなこともありますので、今、淀江と宇田川の自治会さんのほうに、どういう方法がいいかということについて御相談をしているところでございます。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 分かりました。ぜひこれ、保育園ってやっぱり地元にとってもどういういった保育園ができるのかとか、ある意味で保育園というのは地元の一つの核になる施設だと思うので、地元が支えるというか地元も一緒につくつたと、そういう形にするのがいいのではないかと思いますので、コロナの状況等あるとは思いますが、工夫して意見反映、説明ができる、そういった形で今後も進めていただきたいと思います。

○**国頭委員長** ほかにありませんか。

門脇委員。

○**門脇委員** 少し、この図面等見ながらですけど、分からないところがありますのでお聞きしたいと思いますが、まず先ほど、ひさしの件で御答弁いただいた中で、よく分からないところがありますので。例えば送り迎えですね、保護者の方が送り迎えするときには、例えば雨や雪の日でも、ぬれずにそのまま中に入って行ける、例えば荷物がたくさんあつたりなんかするときはぬれたりなんかするんですけど、そういうことの対策もしてあるってということでしょうか。

○**国頭委員長** 大谷課長補佐。

○**大谷子育て支援課子育て政策担当課長補佐** 園舎のひさしを延ばしておりますので、出たところではぬれないんですけども、実際にその駐車場全体を覆うということではできませんので、やはりお荷物をお持ちの場合に傘が差せない、その場合は大変申し訳ないのですが、やはりちょっとぬれてしまうかなというところは想定しております。

○**国頭委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 分かりました。なかなかそれは難しいなと思いながら、どうなっているのかそこが分からなかったもんですから質問させていただきました。

あと、木造ということですので、先ほど県産材っていうことでしたが、例えば安心・安全を第一にとかっていうことで先ほどお話がありましたけど、材質の面、例えばけがをしにくいような、私専門家ではないので分かりませんが、柔らかい材質とか硬い材質っていうのがあると思うんですけど、その辺のところの配慮もなさっているのかどうかをお伺いいたします。

**○国頭委員長** 赤井子育て支援課係長。

**○赤井子育て支援課子育て政策担当係長** 子どもたちが過ごす環境として安全・安心な材質になっているかっていう御質問についてですけれども、詳細については実施設計のほうで決まっていくところになるんですけれども、床につきましても下が直接コンクリートにならないようにちょっとした緩衝材を入れたりですとか、あとは指詰めをしないようにですとか、そういった細かいところの配慮をしていきたいと思っております。

**○国頭委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 非常に申し訳ありません、細かいところまでお聞きしました。ちょっと気になったもんですから聞かせていただきました。保育園の統廃合につきましては、やっとここまで来たなと思っております。担当課の皆さんほか、当局の皆さん本当に御苦労が様々あったと思いますので、その点には敬意を表したいと思っております。

そして今後ですけど、今、1園といいますか、淀江保育園・宇田川保育園の統合がここまで来ました。これから先の計画っていうのは、今ずっと計画立てておられますけど、計画どおりにこれから進めていかれるのかどうかということ、まずお聞きしたいと思います。

**○国頭委員長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 淀江・宇田川保育園につきましては、令和4年4月の開園を目指しまして、今後建設のほうに着手していきたいというふうに考えておりますし、米子市で初めての認定こども園ということになりますので、そちらの運営についても、今保育士を中心に内部で検討を進めているところでございます。

**○国頭委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** コロナ禍で大変だと思いますけど、聞いたかったのは、その先のいろいろなところをずっと計画立てておられるところが聞いたかったんですけど。そのところを分かりましたらお知らせ願いたいと思います。

**○国頭委員長** 池口課長。

**○池口子育て支援課長** 申し訳ありません、中途になってしまいました。ほかの園につきましても、次、春日保育園それから東保育園の順番で進めていきたいというふうに考えておりまして、春日保育園につきましては巖保育園と統合いたしまして、令和4年4月の開園を予定をするようにしているところでございます。

**○国頭委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** ぜひ、いろいろ御苦労はあつたり大変だと思いますけど、計画どおり実施できますように頑張ってくださいと思います。以上です。

**○国頭委員長** ほかにありませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** 子育て支援センターについて伺います。子育て支援センターは別に玄関も設けてあって、外から直接そこを訪れるということもできるようになってはいますが、例えば日曜とか、保育園が開いてない時間帯の利用とかっていうのができるのかどうか。淀江保育園にも支援センターありましたよね。それは、ちょうど淀江保育園に伺ってちょっと見せていただいたときには閉まっていた、使われてない状態でした。この子育てセンターの運営はどんなふうなんでしょうか。淀江保育園にあったものがそのまま移るという形ですか。

**○国頭委員長** 松浦こども相談課長。

**○松浦こども相談課長** 今現在、淀江保育園に併設してありますのは、支援室という形でセンターではございません。月曜日と金曜日午前9時半から11時半まで、2時間の御利用というような形で限定されております。今後、この統合園にあります子育て支援センターにつきましては、今直営でやっておりますようなセンターと同様な形での運営というような形になりますので、現状として考えておりますのは、大体9時ぐらいから16時ぐらいまでの運営時間。結局この時間といたしますのは、保育園とか、いわゆる認定こども園になりますけども、の送りとかお迎えとかにかぶらないような形での、大体運営時間になるかという形で想定しているものでございます。以上です。

**○国頭委員長** よろしいですか。

石橋委員。

**○石橋委員** 週2回ではなく、毎日一応開くということですね。

**○国頭委員長** 松浦課長。

**○松浦こども相談課長** 他のいわゆる直営の施設と同じような形で、土日を除いて一応運営をするというような形での予定となっております。

**○国頭委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 分かりました。門脇委員は統廃合を進めていただくようにという意見でしたが、私は統廃合には反対です。先ほども、給食のところでも言いましたけれど、保育という大事なものは、やはり公が責任を持って整備してやっていく、子育てに責任を持っていくものだというふうに思っております。その立場ですけれど、この宇田川・淀江保育園については、もうこういうふうに進行していますが、かねてから言っていますけれど、土質の調査ってというのは、私も別にそこに絶対に危ないものが埋まっているというふうに断定しているわけではありません。ただ、やはり懸念があるものは払拭してもらいたい、子どもの安全に責任を持ってもらいたいという思いです。それについては、やはり再考するおつもりはありませんか。

**○国頭委員長** 湯澤こども未来局長。

**○湯澤こども未来局長** この土地についての掘削調査につきましては、議員の皆様にも報告させていただいております。これにつきましては、この調査の結果をもって、保育園の建設に特に問題はない土地であるということを確認できたと考えておりますので、今後もその調査を実施するという事は考えておりません。

**○国頭委員長** よろしいですか。

石橋委員。

**○石橋委員** 残念です。そのところをあくまでも検討していただきたいというところですが、そのお気持ちはないということですね。分かりました。

○国頭委員長 岡田委員。

○岡田委員 門脇委員のほうも言われましたけれども、この統廃合のほう、市の方針として出しておられますので、ぜひとも強力に推し進めていただきたいということです。あとスピード感を持ってやっていただきたいということと、やはり万機公論に決すべしで、みんなで話し合っただけで決めたことは、そこからスピーディーに行くというのが民主主義のルールでありますので、先ほどおっしゃった、ごみ、地下に何か埋まってるんじゃないかということも、きちっとやっぴりやられて、その上で大丈夫だということを判断したわけですから、そこからは前に進んでいくということ、これがやっぱり民主主義だろうというふうに思いますので、懸念のあることに対しては行動を取る、行動を取ってやった結果に対してはみんなでそれに対してきちっとコンセンサスを取って、行動していくということをやっていただきたい。この統廃合の問題、これようやく、淀江・宇田川保育園に関してもようやくだなという感じしておりますので、ぜひともこれスピード感を持って、多くの方、期待しておられる方もたくさんおられます。まだできませんかというような声も私のところにたくさん届いておりますので、いろんな御意見はあると思いますけれども、決めたことはきちっと実行していただくように強く要望しておきたいと思います。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、生活保護費返還金に関する督促手続の誤りについて、当局からの説明を求めます。  
橋尾福祉課長。

○橋尾福祉課長 では福祉課のほうから、生活保護費返還金に関する督促手続の誤り、誤って督促状を発送した事案につきまして、御報告をさせていただきます。

まず経緯です。令和2年9月4日に生活保護費返還金の滞納者の方に対しまして、対象者405人、793件分に対しまして、一斉に督促状を送付をいたしました。10日に督促状を受け取った方から、この分については既に時効になっているものではないかということでの問合せがございまして、改めて調査課等で関係条文等、法令等を確認した上で、これは既に時効で債権が消滅していたということが分かりましたので、相手方の方には謝罪をし、返還金納付は不要である旨を説明して了解を得ました。その他、今回送ったものについても確認をしたところ、合計で93人、130件分につきまして、既に時効で債権が消滅しているということで、誤って督促状を送付したということが判明をいたしました。

今回の督促の人数、件数、金額につきましては、表のとおりでございます。ただ、人数のほうにつきまして、種別ごとで集計をしている関係で、種別ごとで出すと人数が少し違いますけれども、中には過払いの方が63条の返還金もあるとか、そういうことがございますので、合計で言いますと93人、130件分ということになります。

原因についてです。生活保護費返還金につきましては、地方自治法第236条第2項の規定に該当する公債権でございまして、一般の私債権とは異なりまして時効の援用を必要とせず、時効が来ているというような主張をしなくても時効の期間の経過によりまして債権が消滅するということですのでけれども、この点につきましての認識が不十分でございまして、今回一斉に督促状を送付してしまったというものでございます。

対応につきましてですが、今回誤って督促状を送付した方につきましては、9月の14日に、皆さんに対しまして訂正とおわびの文書を送付をいたしました。また9月15日に

は記者発表を行いまして、当該案件につきまして公表もさせていただきました。既に納付をされたことが確認できた方につきましては、早急に返還を行うこととしておりまして、記者発表のときには確認できたのがお一人でしたけども、その後もうお一方、これ15日現在と書いておりますけども、今現在のところも含めてですけども、納付を確認しましたお二人の方、6万87円分を、既に相手の方ともお話をさせていただいて、今月末までには返還をできるという予定でございます。

再発防止につきましてです。今後このようなことを起こさないために、関係法令について正しく理解をしまして、それを組織として徹底させるとともに、事務処理マニュアルの整備などによりまして債権管理体制及び事務処理の適正化と再発防止を図るように考えております。

あと、参考のほうとして、今回の生活保護費の返還金の種別等を書かせていただいておりますので、参考に御覧いただければというふうに思います。以上です。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

土光委員。

**○土光委員** まず、5年間で時効が来た件があったと。まずそもそもなんですけど、例えば時効が5年間来る来ないは、例えば途中で請求とかそういうことをすれば、そこからまた始まりますよね、というふうに考えているんですけど、それはそのとおりでしょうか。

**○国頭委員長** 橋尾課長。

**○橋尾福祉課長** 時効がいつからまた延びるかということに関してですけれども、基本的には、決めた納期が過ぎてから適正な時期での督促行為を行って、その督促以降でまた5年間延びるということはございますけれども、それは、途中でうちのほうとしましてはお話をさせてもらったりとかということでの支払い勧奨等は行っておりますけども、それによって5年間延びるということはございませんので、あとは本人さんが支払い承認をされる、例えば分割で支払うことを約束するといった場合、あるいは途中で一部納付される、そういった場合から5年間延びるということはございますけども、別に支払いを勧奨するといったところから延びるといったことではございません。以上でございます。

**○国頭委員長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。私は請求とか何かすれば、そこで時効は中断とか、そこからというふうに思っていたので、そうすると5年間何もしなかったんですかというように思ったんですけど、そうではない。逆に言うと、例えば一部を払えとか、それは当然時効がそこでだけ、そうすると、市民の側というか、もう何を言われても払わないって5年間頑張り続ければ全部時効になるんですか。

**○国頭委員長** 橋尾課長。

**○橋尾福祉課長** 生活保護費の中で、ちょっと種別によって少し違いますけども、国税徴収法と同様に、強制徴収債権ということになるものもございます。ただ、もともとが生活保護を受けておられる方なので、例えば差押え等をして、それが返せるかとなったときには、なかなかそれが、ほぼですけども困難であろうというふうに考えておりますので、もしずっと払わないということを主張された場合になかなか対応が困難な状況というのは考えられると思います。

**○国頭委員長** 土光委員。



○**土光委員** どっちがいい悪いとかそういうことではなくて、制度というかシステムが知りたいから聞いてます。だから、とにかくこの件に関しては、催促だけしても相手側が払ってくれない、そういった状況が5年間続いてしまえば、結果的に時効になってしまう、今の制度はそういう仕組みだということですか。

○**国頭委員長** 橋尾課長。

○**橋尾福祉課長** そのとおりでございます。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** もう一つお聞きしたいのは、時効の援用ができない、これ公債権だから、だから多分、一般的に市役所による債権というのは基本的に公債権ではないかと思うんですけど、だから市役所でいろんな経緯で債権持って請求する場合、それは基本的には公債権になるものだと思っていいんですか。

○**国頭委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 正確に申し上げますと、公債権と私債権と両方あります。ちょっとざっくりした言い方になりますけど、いわゆる行政行為といいたいまいしょうか、これに伴って発生するようなものは公債権でありますけど、一方、いわゆる市が抱える債権でも、例えば民民の契約と同等なようなものもありますので、こういったものは当然私債権に分類されます。それぞれの関係法令が適用されるということでもあります。以上です。

○**国頭委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今回、一斉に請求したというのは、その時点では、今回の件の債権というか、これは公債権ではない、つまり時効の援用が適応されるものだというふうに思ってしまっ、一斉に請求したんですか。

○**国頭委員長** 橋尾課長。

○**橋尾福祉課長** そのとおりでございます。

○**国頭委員長** よろしいですか。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 今回、一斉にまず送られたときの405人、793件につきまして、誤ってしまった方のことではなくて、全体のことなんですけれども、そこに途中経過の相談員さん等の、その方の生活状況を、いろんなことをつかんでおられたケースも入っていると思うんですけども、その辺りは勘案されたのか、一律の条件でもって405人、793件というのを拾われて、そこに一斉に出したということなのかというところを確認させてください。

○**国頭委員長** 橋尾課長。

○**橋尾福祉課長** 今回、督促状を一斉に発送した中には、基本的に分割納付等で納めていただいている方につきましては出してはおりません。あと、中にはこちらのほうで住所がもう把握できなくなっている方と、もう送っても着かないというのが既に分かっている方につきましては今回は除かせていただいております。以上です。

○**国頭委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分かりました。予算のほうで今後新しいシステムができて、さらに支給中心のシステムだったところから、一括した保護費を受け取っておられる方への情報が分かってくるというところであったんですけども、ぜひともそのお一人お一人の生活状況も、今、御回答いただきましたけれども、そこら辺の配慮も分かるようなシステムと運用の仕

方をお願いしておきたいと思います。

○国頭委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後1時00分 再開

○国頭委員長 民生教育委員会を再開いたします。

議案第81号、損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 それでは、議案第81号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、学校教育課から説明いたします。

本議案の概要は、平成29年6月1日に米子市立小学校校舎内にて発生した、当該小学校の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し及び損害賠償の額を決定することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

損害賠償額は130万円、相手方は米子市在住の個人、当時、米子市立小学校在校児童及びその法定代理人でございます。

次に、事故の状況ですが、対象児童が下校のために教室を出て廊下を歩き、ちょうど1年生の児童がグループ下校のためにグループごとに待機していた現場付近を通りかかった際、1年生の児童のうち整然と整列しないで動き回っていた数人の児童1人、児童Aが対象児童に衝突し、それにより転倒した対象児童が歯槽骨骨折等のが外傷を負ったものでございます。

続きまして、和解条項の概要ですが、米子市及び児童Aは対象児童に対しまして、本件事故の賠償として、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付による既払い金を除き、連帯して130万円の支払い義務を認め、本和解成立後、1か月以内に支払うものです。負担割合につきましては、今後、本市が加入する保険会社と児童A側で協議されると聞いておりますが、仮に130万円全額が損害保険での支払いであったとしても、保険適用範囲内でございます。

最後に、米子市、児童A及び対象児童は、米子市と対象児童との間及び児童Aと対象児童との間に、それぞれ本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほかは何らの債権、債務がないことを相互に確認しております。以上でございます。

○国頭委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか、よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 なし、よろしいですね。別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第81号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、原案のとおり可

決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後 1 時 0 3 分 休憩**

**午後 1 時 0 7 分 再開**

○**国頭委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

教育委員会からは、報告は 2 件ございます。

初めに、令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況点検・評価の報告について、当局からの説明を求めます。

後藤教育総務課室長。

○**後藤教育総務課長補佐兼教育企画室長** 教育委員会の令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況点検・評価につきまして、事前に配付しました報告書に基づき説明させていただきます。なお、前年度と変わらない部分は説明を省略させていただきます。

それでは、点検・評価報告書の 1 ページをお開きください。まず、1、点検・評価の目的でございます。効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていこうとするものでございます。

続きまして、2、教育委員会の構成及び会議の開催状況から、6 ページ、6 番、教育委員会事務局の主な担当業務は前年と同様でございます。

次に、7 ページ、7、点検・評価と米子市教育振興基本計画についてでございます。33 の後期基本施策を事務の管理及び執行状況の点検・評価し、その推進状況や課題等を踏まえて評価しております。なお、市長部局へ移管、委任した事務については教育委員会の所掌事務ではないため、3 次評価は行わないこととしております。

次に、8、点検・評価の方法についてでございます。点検・評価の流れでございますが、点検・評価は 3 段階で行っております。具体的には①から③にありますように、まず、1 次評価を各担当課で行い、次に 2 次評価を評価委員会で行いました。最後に教育委員会による 3 次評価を行っていただき、2 次評価を参考にして基本施策の最終的な評価と意見や指摘をいただいております。なお、④新型コロナウイルス感染症対策により 3 月の事業が実施できていないものは、目標値を下方修正し、評価を行っております。

続きまして、(2) 点検・評価の区分は前年と同様でございます。

次に、8 ページ目から 11 ページ目まで、9、点検・評価結果の概要を載せております。

まず、(1) 総合評価でございますが、目標達成、順調、S、A の割合が 7 割を超えることから、全体としては順調に推移したものと評価しております。

続きまして、(2) 基本目標ごとの評価でございますが、教育振興基本計画の 4 つの基本目標ごとに評価し、3 次評価及び学識経験者の意見、指摘事項を載せております。代表的なものとしたしましては、9 ページ、①心を育む学びのあるまちでは、スクールソーシャルワーカーや不登校生徒の改善を図るように意見をいただいております。また成人式がよい事業となっているなどの意見もいただいております。次に、②学ぶ楽しさのあるまちでは、10 ページにありますように、普通教室エアコン設置は短期間で十分要求を満たすものに完成したとの意見をいただいております。次に、③郷土で育む学びのあるまちでは、米子

城跡に関するソフト事業が着実にできているとの意見をいただいております。次に、④健康で安心して学べるまちでは、学校開放事業が地域スポーツの推進に貢献しているとの意見をいただいております。

次に、12ページ、10、点検・評価でございますが、13ページ以降に基本施策ごとに点検・評価を記載し、次のページには該当する個別事業を記載しております。

離れまして、次に、132、133ページを御覧ください。11、学識経験者の知見を記載しております。こちらに記載しております3人の学識経験者の方々から、点検・評価に関して、こちらの表に記載しておりますような御意見、御指摘をいただいております。今後、この点検・評価の報告書につきましてはホームページで公表することとしております。報告書の概要について、説明は以上でございます。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

岡田委員。

**○岡田委員** これは以前、いじめとか不登校のところで学級が機能しない状況だったですかね、要はいわゆる学級崩壊とかと言われるような状況になると不登校の子が増えるとか、そういうような側面もあったと思うんですけど、そういうものの数値っていうのは出さなかったんですかね。以前、そういうものも含めて公表したほうがいいじゃないかって話した記憶もあるんですけども、いかがですか。

**○国頭委員長** 西村学校教育課長。

**○西村学校教育課長** 数年前に委員さんから御指摘をいただきまして、そういったことも状況に応じて公表していきたいというふうに考えてはございますが、この点検・評価についての数値化はしてございません。ちなみに実態としましては、昨年度、一部落ち着いたかないクラスはございますものの、学校ごとに一部教科担任制を取り入れたり複数で対応したりするなど、組織的な対応しておりまして、学級が機能しないところまで至っているというような学級はないというふうに認識しております。以上です。

**○国頭委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 今現在ないという状況は大変喜ばしいことだと思うんですけど、そういうものがまた発生をするようなことになれば、やっぱり早い段階で対応しないといけないと思いますし、それが、言い方悪いですけど、学校の先生の指導力不足というところに起因してくるのか、それともそもそも例えば組織的にそういうものが起こりやすい状況が学校の中にあるのか、そういったようなところも含めて検討して、端的に言うと、学校現場だけにその責任が行くというようなことはやっぱり避けなきゃいけないんだろうなというふうに思いますんで、できればそういう部分も公表していただくようにしていただきたいなということと、あとそれぞれの項目において評価をしておられるんですけど、例えば学校ということに関して言えば、こういったようなこと検証してみられて、例えば学校の多忙感の解消にどれぐらい寄与して、どういった改善が見られたのか。例えば、この項目の中で、ここを強化すれば教員の多忙感の解消に資するというような傾向が見えてきたとかってというようなことを総括しておられるんですか。いかがでしょう。

**○国頭委員長** 西村学校教育課長。

**○西村学校教育課長** 例えば、先日御質問いただいたスクールソーシャルワーカーでございますとか、ほかにもスクールカウンセラーでありますとか、そういった外部機関との連

携等も点検・評価の項目に上げておりますが、そういったことで改善することによって、今、チーム学校といいますけれども、組織的に外部機関と連携しながら問題を解決することによって多忙感を解消されたという報告もいただいておりますけれども、全体としてそれがじゃあ解決につながっているかということ、まだ現状では十分満足し得るものではないというふうに把握しておりますので、引き続きそういった点も踏まえて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○国頭委員長 岡田委員。

○岡田委員 そういった部分も含めて、議会のほうに、例えばさっきおっしゃったスクールソーシャルワーカーだとか、授業をフォローするような方も今おられると思うんですけど、そういった制度が教員の多忙感に非常に寄与したとかっていうものを総括的に、基本的に学校の先生の多忙感っていうのは働いている先生にとっても不幸ですし、あとそれで教わる子どもさんにとってもやっぱりいいことじゃないと思うんで、その辺りの一つ一つの項目を総括して全体としてこうでしたと、次年度以降は例えばこの部分を強化していきたいというようなものが、各項目の評価で全体としてはどうだったんだというところのやっぱり報告がないと、その個々を詳しく見ていくということと、それが全体として、例えば学校の現場の中にどういう状況を生んだんだということがやっぱりないと、我々としても評価しづらい部分もありますので、その辺り、ぜひとも分かりやすい形で議会のほうにも報告をしていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

○国頭委員長 要望ということで。

○岡田委員 はい。

○国頭委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 私は、岡田議員もおっしゃいましたけど、いじめ、不登校の部分で、ちょっと意見を言わせていただきたいと思います。13ページにあります課題としては、いじめ、不登校の数が依然として多く、対策が急務であるというふうにありますして、評価理由も、達成状況が十分とは言えないものというふうにございますが、A評価となっています。私も個別に相談を受けることがあるんですけども、やっぱりなかなか子どもたちの心の中には大きな傷が、深い傷が残っていますし、それが1年たって2年たって解消するものではないし、なので、そこの納得のいくような形にやっぱりなってないんじゃないかなと思います。

それもですけども、やっぱり学校現場で児童生徒が安心して過ごせるようなクラスづくりだとか、いじめの防止、起こった後の対策ではなくて、そちらのほうに強く力を向けていただければなと思います。小学生でも中学生でも、人間関係で疲れるっていうふうな言葉が出てくること自体が、学校現場がとても安心でいられないなというふうに思っております。

次に、18ページですが、フレンドリールームのことが記載してありまして、頑張ってるしゃるなということは見えるんですけども、例えば前年度の実績値で、受入れ人数11名の、復帰人数が4名というふうになっておりますが、次は目標ですね、年間受入れが12名なのに、復帰が2名というふうになってます。やっぱりこれは、教育委員会から見れば数の部分だと思うんですけど、一人一人の児童生徒から見れば、一人一人最大限復帰を目指したり、いい形での、高校だとか、そういうふうにつなげるっていうことをやっぱりやっていただきたいなと思いますので、この目標の数値が低いっていうのはいかがな

ものかと思しますので、そこら辺のところ御検討いただきたいと思ひます。意見で結構です。

○国頭委員長 返答はいいですね。

石橋委員。

○石橋委員 不登校、いじめについてが続きますけれども、私もその点についてちょっとお伺いいたします。17ページのところを見ますと、各学年の不登校の生徒のパーセントとかいうのが上がっております。数字、実数ではないですけど、そのパーセントを見ましても高学年ほどやはり多いということがありますし、後ろの132ページの学識経験者の方の御意見の中にも、高学年になるほど増加していることについてしっかり分析してほしいという御意見もあります。その辺については、どんなふうにお考えでしょうか。

○国頭委員長 仲倉学校教育課長補佐。

○仲倉学校教育課長補佐兼指導担当課長補佐 その御質問についてでございますが、まず小学校の不登校の状況でございますが、平成26年、27年までは、小学校1年生から3年生のいわゆる下学年の児童の不登校数は全体の、26年が13%、27年度が12%ということで10%台でございました。ところが、平成28年度に全体の37%、平成29年度には46%と、小学校不登校児童の約半数を下学年の児童が占める状況に至りました。理由につきましてはこちらのほうもいろいろ分析はしておりますが、多岐にわたります。特に発達課題を抱える児童でございますとか、それから支援を要する家庭が多かったということも理由としては考えられます。

学校はこれまで機関連携しながら対応してまいりました。これまでの小学校の傾向として、おっしゃるように4年生以上の上学年になるにつれ不登校児童が多かったということは、これまでも同じような傾向がございますが、先ほど申し上げた平成28年度、29年度の下学年の児童が現在上学年になっておりまして、この2年間、小学校の不登校児童数の割合が多くなっている部分に、また高学年が多くなっている部分、そういうところが一つ理由になっているということでございます。当然、学年が上がってまいりますと、学習の面ですとか、それから、やはり多感な時期に入っていく子どもたちでございますので、いろんな理由はあると思ひますけれども、それぞれの課題を子どもたち一人一人に向き合いながら、引き続き解決に至るよう努力してまいりたいと思ひます。以上でございます。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 下学年のほうにも不登校が広がっているというのは本当に心配なことだと思ひます。学年が上がるに従って、確かに学習のほうでもなかなかついていけないという状況が増えてきたりすると、それがさらに不登校につながっていくというのは考えられることなただけで、下学年が増えているというの、やはり学校という環境が安心できないということになっているのかなというふうに思ひわけですけど、下学年が多いことについて何か御意見がありますか。

○国頭委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 下学年が多かったのは、ずっとではなくて、ここ数年前だということで、一つは幼稚園、保育園と小学校との連携、切れ目のない支援体制をしっかりと構築することでそこは解決が図っていけるんじゃないかというような仮説の下で、市長部局と連携しながら教育委員会として取り組んでまいりまして、若干の状況の好転が見られる状況でございます。

不登校といいますが、今本当に対応が非常に多様化しております、また表面的な不登校の原因と思われることと、実際その背景にあるものがいろいろと複雑に絡み合っております、教育委員会としては低学年、下学年のことを含めまして、しっかりとアセスメントをして、個別にしっかり機関連携を行いながら対応していくことが大事だというふうに捉えてございます。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 不登校はパーセンテージが上がっておりますけれど、いじめについては数値的なものはちょっとよう見つけとらんですけれど、どんなですか、数値は。パーセントとか。

○国頭委員長 仲倉学校教育課長補佐。

○仲倉学校教育課長補佐兼指導担当課長補佐 いじめについての数値でございますが、ちょっと現在手持ちがございませんので、また改めて御報告したいと思いますが、御存じのとおり、いじめにつきましては現在、積極的な認知ということを進めております、いじめであろうがそうでなかろうが、子どもたちの間にトラブルが生じたことにつきましては、迅速に学校のほうで初期対応を大切にしながら対応しているところでございますが、どうしてもいじめの認知の数という、数だけに限りますと、以前よりもいじめの認知の積極的な捉え方ということで変わってきておりますので、どうしても数字のほうは以前に比べて多くなる、そういう実態になると思います。以上でございます。

○国頭委員長 石橋委員。

○石橋委員 本当に積極的に捉えてというのはそのとおり、それで結構だと思います。ただ、数っていうのは、やはりデータとして考える上で欲しいというふうに思いますので、また後でもいいですが、データありましたら下さい。

次、18ページに、やはり不登校のフレンドリールームのことが書いてあります。それはどれだけ復帰できたかっていうところが一つの基準になってるんですけど、フレンドリールームに通っているお子さんに聞きますと、学年の切替えどき、学期ごとのちょうど切れ目のときに、学校に帰れというふうに促される、それがつらいから行かなくなったという声も聞いております。子どもが不登校になるまでには、子どもなりに年月がかかってたり、いろんな要因があつたりしますので、それがなかなか帰っていけないという状態というのはあると思うんですね。だから、単に復帰させるということではなしに、長い目でその子の成長に寄り添ってほしいなというふうに思いますので、ちょっとそここのフレンドリールームの在り方についてはぜひ再考していただきたいなというふうに思います。

このフレンドリールームも、それから前のページのソーシャルワーカーさんの配置も、やはり起こってしまった後っていうか、不登校になってしまった子ども、いじめが起こったときっていうような対応にどうしてもなりがちだと思うんですけど、そういうふうにならないっていうことについて言えば、全国的にも少人数学級がやっぱり有効だと。子ども一人一人にちゃんと目が届いて、その子がどこでどうつまづいているのかもよく分かって、その子の理解の仕方にもやっぱり沿うように教えれば、誰も理解する、分かるっていう喜びっていうのはあるもんだというふうに聞いてますけれど、そういう意味で、鳥取県は全国よりはちょっと頑張ってもらっていますけれど、さらに少人数学級を進めるべきだというふうに思います、その辺についてはどういうふうにお思いですか。

○国頭委員長 西村学校教育課長。

**○西村学校教育課長** まず初めに、フレンドリーのことについてですが、フレンドリーにつきましても、基本的に学校復帰を前提として、学校復帰を目標として入級するというような対応でございます。ただ、委員さんおっしゃるような、無理やり登校チャレンジするようなことはしてございませんで、あくまで本人の状況をしっかり注視し、相談ながら、学校復帰に向けて年度末にチャレンジしている。ちょっとコロナの関係で昨年度末は十分にはできておりませんが、そういった形で対応してございますので、また課題等を踏まえながら対応を検討してまいりたいと思います。

それから、少人数学級のことにつきましても、これは委員さんおっしゃったように、鳥取県は全国に先駆けて非常に充実した環境を行っております、もちろんさらなる少人数ということも有効な一つの方法ではあるとは考えますが、それよりも不登校を生まないための、今さっき申し上げましたような幼保小の連携ですとか、そういったソフト面でしっかり対応しながら、不登校減少に向けて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

**○国頭委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私も何点かお願いしたいんですけど、まず今、何名かの議員さんが言われましたけれども、フレンドリールームとか不登校のお子さんへの対応のことなんですけれども、今、課長おっしゃったみたいに、フレンドリールームは学校復帰というのをある程度目標に置いての設置であるというところで、評価の仕方として何名学校復帰したのかというふうに書かざるを得ないと思うんですけども、学びの多様性というところを考えたときに、学校復帰ではない、学校ではないところの学びの場をどのように確保していくのかという、そこに対しての行政の支援がどこまで届いていくのだろうかという視点っていうのも、一方では施策としても進んでいっているところだと思うんですけど、その辺については米子市はどのようなお考えでしょうか、確認をさせていただきます。

**○国頭委員長** 西村学校教育課長。

**○西村学校教育課長** 教育委員会としましては、学校もそうですが、基本的にはやはり学校復帰を目標の第一義として取り組んでいくというのは、これは考えに変わりはないんですけど、委員さんおっしゃったような、今本当に多様な子どもたちがいる中で、どうしても義務教育、公共機関からこぼれてしまう子のための受皿といいますか、多様な学びの確保、保障はしっかりしていかないといけないというふうに考えてございます。

**○国頭委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** それと、今回の毎年行っていただいているこの点検と評価報告書のことなんですけれども、あえて教育委員会のところから離れた部分については3次評価を行わないということで、一つにまとめたものいただいたんですけども、では教育委員会から離れたところの評価といいますか、総括っていうのは、子どもを総合的に見たときに、どこで誰が評価をしていくっていうお考えでこれを外されて、そのまま提出されたのかっていうあたりを聞いてみたいんですけども、いかがでしょうか。

**○国頭委員長** 後藤教育総務課室長。

**○後藤教育総務課長補佐兼教育企画室長** 市長部局へ移管、委任した事務について3次評価を行っていない点で、そこはどこが行うかという御質問ですけど、言えば、教育委員会ではない市長部局の部局間で総括をお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。



**○国頭委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 総括はされたんですか、ほかの部局の方も来られてますけれど。

**○国頭委員長** 浦林教育長。

**○浦林教育長** 今、3次評価がないではないかということです。教育委員会の所管にないわけですから、教育委員会がそれを評価するっていうのはできない。それによって、その1つ前の2次評価という分の評価をこの資料に載せておきまして、それぞれの課でその評価をしていただいて、当然関連がありますので、我々と意見交換をするようなことはしております。ただ、評価をする立場にないので評価をできていないといったところが違うというところでございます。

**○国頭委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 教育長のお答えされた部分は理解いたしますけれども、こども総合相談体制というのができて、こども未来局っていうのができて、そこがあればきちっと評価をしていく形はできている、体制的には取られているんじゃないかと思うんですけども、実際のところがこのような形で出てくるっていうところが、せっかくいただいた資料なんですけど、すごく残念に思いますし、それをしないために市長部局のところも併せて今日来ていただいているんじゃないかと思うんですけど、副市長、それにつきまして、実際のところ協議の場があったり、それぞれの2次評価ではあるっていうことなんですけれども、市長部局としてはどうなんでしょうか。

**○国頭委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** これは評価のやり方の問題だと思うんですね。今、議員さんは、3次評価、いわゆる教育委員会という行政委員会での評価がないのかということにこだわっておられると思うんですけど、私はちょっとそこはぜひ御理解いただきたいと思ってます。教育委員会のやっぱり守備範囲というのがありますので。したがって、評価してないわけじゃなくって、2次評価までちゃんとしていると、つまり原課が評価してるわけですから、事務レベルといいましょうか、行政機関としての評価は存在しているわけですね。ただ、最終的に教育委員会というところで、教育委員会という行政委員会で評価を行うかどうかというところは、やはり先ほど浦林教育長のほうからも御答弁申し上げましたとおり、教育委員会の守備範囲というのがありますので、そこは全く無関心だというわけではなくて、評価というものをすることはしていないと。ただ、当然ですけども、これは一緒にやっていることでありますので、それぞれの担当部局同士もそうでありますし、例えば市長も様々な場面で意見交換等しておりますので、それは一緒にやっていると。ただ、この教育委員会というものがやっている評価制度、評価の仕組みの中ではそういう扱いをしているということだという理解をしていただければと思いますけど。

**○国頭委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 分かりました。そのように私も理解しているつもりでありますけれども、子ども全体を見たときに、こども総合相談のほうで相談内容を事務報告のほうでもいただきました。どのような相談を受けて、どのような対応をしていくのかという表にもなっております。世代的に教育委員会のケースも学校で相談をしたものは抜いて、学校外として相談窓口に来られた方の報告というのが入ってきている、私たちに報告をいただいたと思うんですけども、ぜひともそのところに、せめて個別の指導計画が立ったお子さんのケースであるとか、いろいろな問題を全市的に捉えるっていうときに、情報の共有の在り

方、情報の保管とか、いろいろな施策について、福祉のほうの部分でも言わせていただきましたけども、うまく連携が取れる形をぜひともつくり上げていただきたいなど、連携が取れてないって言うわけではないんですけれども、より世帯、家族を単位にした支援の在り方ってというのはどういうふうにするべきなんだろうかというところの視点での支援強化をお願いしたいなというふうに思います。

後半のところ、学識経験者の知見というところにも、どっちかっていうと教育委員会から離れた部分についての意見というのが多いように私は思っているんですね。ということは、教育委員会のお立場からいけば、それらを含めた報告書に作り上げていただいているってところが、決して学校現場のことだけの評価ではないんだよっていう表れだとは思いますが、ぜひこの点は来年度以降もさらに協力をして、子どもまたは家族の単位の支援強化につながるようお願いをしておきたいとします。

**○国頭委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、本件についてはこれで終了いたします。

次に、民法改正により令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられた後の米子市成人式の対象者について、当局からの説明を求めます。

木下生涯学習課長。

**○木下生涯学習課長** 民法改正による成年年齢引下げ後の米子市成人式の対象者について、生涯学習課から報告させていただきます。

平成30年に行われました民法改正によりまして、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることとなりました。これに伴いまして、成人式の対象年齢の取扱いについて昨年度から関係者の御意見を伺いながら検討を進めてまいったところでございますが、このたび令和4年度以降、引き続き二十歳を対象者とすることに決定いたしましたので、御報告いたします。

対象年齢を二十歳とした主な理由でございますが、最も考慮いたしましたのは、18歳は多くの方が進学や就職など人生の大きな節目を迎える年齢で、本人及び保護者の負担が大きいことでございます。次に、当事者である若者や保護者の方々、また関係業界であります美容業界、着物業界、写真館協会の代表の方の御意見を伺い、社会教育委員からの御助言もいただきましたが、二十歳を対象とすることが望ましいという意見が大勢ございました。また、飲酒や喫煙など、引き続き二十歳の年齢制限が維持されるものもあり、そういった制限がなくなる二十歳の時点で、改めて成人としての自覚を促す機会にしたいと考えたためでございます。

なお、成年年齢引下げ後の式典の名称につきましては、成人式のままでよいのか、変更する必要があるのか、今後検討することとしております。報告は以上でございます。

**○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

以上で、民生教育委員会を閉会いたします。

午後1時40分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 国 頭 靖